

施策番号 3-4-1	施策名 互いに認め合う地域社会の形成	基本目標 誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり 政策名 誰もが個性と能力を発揮できる地域社会の実現
	主管課 健康福祉課	課長名 森 真由美 内線 145
	施策関係課 高齢者支援課・政策推進課	

### 1. 施策の方針と成果指標

施策の方針		対象		意図			結果		
性別、年齢、障がいの有無などに関わりなく、誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会の形成及び人権を尊重し差別や権利侵害のない地域づくりを進めます		町民		・誰もがその個性と能力を十分に発揮できるようにする ・人権を守り、権利侵害(擁護)への意識を高める			誰もが個々を認め、支え合うことができる社会の形成及び人権を尊重し合う社会を築くことができる		
成果指標	説明	単位	策定時(基準値)	2023年度実績	2024年度実績	2025年度実績	2026年度実績	2026年度目標	
性別に関係なく社会進出 ① (参加)できる町だと思う町民の割合	住民意識調査	%	58.0 (R3)	60.3				90.0	
人権が尊重され、差別や ② 人権侵害がない町だと思う町民の割合	住民意識調査	%	70.0 (R3)	69.6				90.0	
③									
成果指標 設定の考え方	性別に左右されない社会進出(参加)に関する住民の意識及び、人権尊重に関する住民の意識を表す指標として住民意識調査を成果指標に設定。いずれも前期計画策定時の数値を上回ることを目指し、目標値を設定。 *第4期総合計画においては、施策に「男女共同参画社会の構築」を掲げ、「審議会等委員への女性登用率」を成果指標としていたが、第5期総合計画から施策をまとめ、成果指標も変更。								

### 2. 施策の事業費

	策定時決算	2023年度決算	2024年度決算	2025年度決算	2026年度決算
施策事業費 (千円)		6,565	6,735		

### 3. 施策の達成状況

(1) 施策の達成度とその考察			
①2023年度の成果評価 (基準年との比較)	<input type="checkbox"/> 成果は向上した <input checked="" type="checkbox"/> 成果は変わらなかった <input type="checkbox"/> 成果は低下した	想定される理由	成果指標①②はともにほぼ横ばいであり、各項目に係る取組みの継続により成果は同程度を維持したものと考える。
②第5期総合計画後期実施計画(2026年度)の最終的な目標達成状況	<input type="checkbox"/> 現状の取組の延長で目標は達成できる <input checked="" type="checkbox"/> 現状の取組の延長で目標達成は難しいが、現行事業の見直しや新規事業の企画実施で目標達成は可能 <input type="checkbox"/> 事業の見直しや新規事業の企画実施をしても目標達成は難しい	根拠 (理由)	男女共同参画社会実現のための普及啓発の取り組み及び、子どもや障がい者、高齢者等すべての人が個人として尊重される社会の実現のため強化している人権教室事業等の継続により、認め合いや支え合いの意識醸成の拡大に繋げることができる。人権問題は性の多様性や国籍、民族、信条、社会的身分等によるものや、また、消費者被害等の社会問題の変化や増大もあり複雑・多様化しているが、消費者被害に対する住民意識調査では相談先があると答えた方が8割を超える近3年間での最高値となっており、これら多方面からの取り組みの継続により、成果の向上を目指すことができると考える。
(2) 施策の成果評価に対する2023年度事務事業総括			
①施策の成果向上に対して貢献度が高かった事務事業	男女共同参画推進事業 蒂広人権擁護委員協議会参画事業 権利擁護事業	②施策の成果向上に対して貢献度が低かった事務事業	
③事務事業全体の振り返り(総括)	・男女共同参画社会実現のため、施策の実施状況の年次報告書作成と公表を実施。また、パネル展や町ホームページへの掲載などにより普及啓発を行った。 ・人権擁護委員による人権相談や啓発普及活動のほか、幼児・中小学生等を対象に人権教室を実施し、子どもの頃からの人権(自分を含む)を尊重する意識の醸成を図った。 ・高齢者等の権利擁護支援体制の充実のため、委託業務による成年後見制度の利用支援や市民後見人候補者の活動支援を行ったほか、関係機関とのネットワークにより消費者被害等の未然防止に取り組んだ。		

### (3)「施策の方針」実現に対する進捗結果(計画策定期との比較)

担当課評価	男女共同参画審議会を年2回の開催とし、性別による偏見について協議を実施。今後講座の開催等検討していくこととしており、取り組みを進めている。また、人権教室は中学生や福祉施設等にも拡大し実施しており、取り組みの幅は広がっている。		A	B	C	D	E
		進捗結果			○		

A:実現した B: (後期実施計画策定期と比較して)大きく前進した  
C: (後期実施計画策定期と比較して)前進した  
D: (後期実施計画策定期と比較して)変わらない又は維持した  
E: (後期実施計画策定期と比較して)後退した

### 4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等

施策を取り巻く状況と今後の予測	《施策を取り巻く状況》 ①男女共同参画推進条例に基づき第3期男女共同参画基本計画(H31~38)を策定。近年は性の多様性に係る社会情勢が変化 ②家庭内暴力や配偶者等による暴力、職場や家庭、社会生活のあらゆる場面でのハラスメントを含め、人権問題の多様化・複雑化 ③認知症高齢者や独居高齢者、身寄りのない方の増加 《今後の予測》 ①女性の活躍推進に係る国の方針等社会全体の動きを注視するとともに、男女共同参画への意識関心を高める取り組みが必要。 ②相談対応や、幼少期からの人権意識の醸成をはじめとする普及啓発活動をさらに強化することが重要。 ③認知症や支援者の不在など、高齢者の尊厳を守る権利擁護に係る支援体制は一層重要となり、司法分野との連携強化も必要。
	この施策に対して住民・審議会・議会からどのような意見や要望が寄せられ、どのように改善したか。 ①人権意識の醸成、子どもの頃から自分を大切にする意識を身につける教育が必要、との意見 →人権教室を小学生から中学生まで、また、町内全学校へ拡大実施し、人権意識の醸成を図っている。 ②ハラスメントが人権侵害であることを周知することが必要である、との意見 →性の多様性や国籍、民族、信条、社会的身分等によるものや、子どもや障がい者、高齢者等すべての人が個人として尊重される社会の実現のため、講座や町ホームページでの周知等、認め合いや支え合いの意識醸成の普及啓発を推進している。

### 5. 施策の課題認識(現状の課題、第5期総合計画後期実施計画期間において新たに取り組むべき課題)

#### ●課題① 女性活躍プロジェクトの推進

女性の活躍推進など国の方針等を注視しながら男女共同参画を進めるとともに、性の多様性に係る社会情勢の変化にも注視し必要な検討を行う。

#### ●課題② 人権意識の醸成

人権意識の普及啓発には幼少期からの意識の醸成が重要であり、教育機関との連携による意識啓発活動が重要。また、法務局等関係機関と連携した取り組みを進める。

#### ●課題③ 権利擁護体制の充実強化

認知症や支援者の不在など権利擁護の支援を必要とする高齢者等のますますの増加が見込まれる。市民後見人の養成をはじめ委託機関と連携した取組みを進めるとともに、専門的知見に基づく支援のため、司法分野との連携体制を構築する。

### 6. 経営戦略会議(府内評価)

評価	担当課評価同様に前進したと評価する。		A	B	C	D	E
		進捗結果			○		
今後の取組に対する意見	5に記載の取り組みを進めてください。	A:実現した B: (後期実施計画策定期と比較して)大きく前進した C: (後期実施計画策定期と比較して)前進した D: (後期実施計画策定期と比較して)変わらない又は維持した E: (後期実施計画策定期と比較して)後退した					

### 7. 総合計画審議会(外部評価)

評価	府内評価同様に前進したと評価する。		A	B	C	D	E
		進捗結果			○		
今後の取組に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート結果から不満を持っている人がいる状況。不満を持っている周りの人への教育をしないと成果指標の数値は上がらないのではないか。</li> <li>男女共同参画審議会はとても参加しやすいため、人数や回数を増やしてほしい。</li> <li>ハラスメントについて取り上げられているため、人権教室を企業や各種団体で行う必要があるのではないか。</li> <li>人権教室の組織化を進めてほしい。</li> <li>職員含めた意識醸成。</li> <li>市民後見人の確保</li> </ul>	A:実現した B: (後期実施計画策定期と比較して)大きく前進した C: (後期実施計画策定期と比較して)前進した D: (後期実施計画策定期と比較して)変わらない又は維持した E: (後期実施計画策定期と比較して)後退した					